

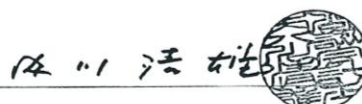
独立監査人の監査報告書

平成23年9月9日

公益社団法人日本栄養・食糧学会
会長 石田 均 殿

事務所名 公認会計士内川清雄事務所

公認会計士



私は、社団法人日本栄養・食糧学会の平成23年4月1日から平成23年8月31日までの平成23年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録、並びに収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私は我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、私の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、社団法人日本栄養・食糧学会の平成23年8月末日現在の財政状態並びに同事業年度（平成23年4月1日から8月31日）の正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、社団法人日本栄養・食糧学会の平成23年度（平成23年4月1日から8月31日）の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社団法人日本栄養・食糧学会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<監事監査報告>

平成23年9月15日

公益社団法人日本栄養・食糧学会
会長 石田 均 殿

公益社団法人日本栄養・食糧学会

監事 阿部 皓 

監事 濱田 正志 

監 査 報 告 書

平成23年9月15日17時00分より学会事務所において、監査要領に基づき
社団法人日本栄養・食糧学会最終事業年度（平成23年4月1日～8月31日）
事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録および収支計算書
等について、関係書類とともにその内容を監査した結果、法令および定款に
照らして正当であることを認めます。